

第1回稲城市住所整理市民協議会質疑応答 平成29年8月21日(月)開催

【質疑応答】

- 長峰地区でも堂ヶ谷戸区画整理区域とニュータウン整備区域が混在している箇所、一つの宅地内が複数の筆に分かれているが、地番が連続していなく混乱している。
⇒ニュータウン地区は、街開きに併せて町界町名地番整理を実施しているため、必要に応じて実施を検討します。
- 市としては、住居表示を進めていきたいのか。
⇒住居表示と町界町名地番整理のうち、実施区域ごとに適した手法を用いて住所整理していきたいと考えています。
- 住居表示では、地番の他に住所があるとのことだが返って複雑になるのではないのか。
⇒住居表示を実施した後では、地番を使う機会はほとんどなくなるため、複雑さはあまり感じないと考えています。また、住居表示では、建物に住所を付すので、土地の分合筆による地番の乱れに影響を受けないため、住所のわかりやすさを維持できる仕組みとなっています。
- 住居表示の場合、後から道路ができて家が建った場合などの住所の付番はどうなるのか。
⇒今後、事業の進捗に合わせて細かい基準を設置していきます。
- 基本方針が将来的に足枷とならないために、あまり細かい内容を決めず幅を持たせた内容にしていきたい。
⇒基本的な考え方を定めるものなので、当然幅を持った内容とする予定です。
- 道路などを境に町区域を見直すといっても、昔から住んでいる人には大字が変ることに理解を示してもらえないと思う。
⇒大字界の設定などの考え方を市民協議会で検討し、基本方針に盛り込みたいと考えています。実際の町区域の決定については、実施区域ごとに、地区市民検討会で検討していきたいと考えています。
- 全市民に関係することなので、パンフレットを自治会回覧する程度ではPRにならないのではないのか。
⇒自治会での回覧や、意見収集の他に、市ホームページによる意見・要望の受付を考えております。
- 南山の区域はどうするのか
⇒今後、基本方針で定めていきたいと考えています。